

精密工学会技術奨励賞規程

第1章 総則

- 第1条 本会に精密工学会技術奨励賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は、精密工学分野において顕著な業績（以下「成果」という）をあげた独創性・将来性のある新進気鋭の研究者、技術者に対し、その努力と精進に報いるとともに、旺盛な研究意欲を高揚させることを目的として贈賞する。
- 第3条 候補者は、成果が公表された時点で、満35歳以下であり、過去において精密工学会の精密工学会研究奨励賞（2003年度までは精密工学会論文賞）以外の賞を受賞したことのない者とする。
2. 成果が満35歳以下の個人に特定できない場合、チームとしての応募を認めるが、贈賞の対象はチームでの貢献度の高い満35歳以下（複数可）の者とする。
- 第4条 本賞は、同一年度に、本会その他の賞と重複して贈賞しない。
- 第5条 本賞の対象となる成果は、原則として当該年度を含む3年以内に公表されたものとする。
- 第6条 該当者がいないときは、その年度には贈賞しない。
- 第7条 贈賞は、原則として毎年5件以内とする。
- 第8条 本賞の審査対象となる候補者とその成果は公募により募集する。
2. 公募期間は、毎年2月上旬から5月下旬とする。
3. 応募者は、所定の用紙により、正1通、副3通の応募書類と、審査に必要な参考資料4部を提出しなければならない。

第2章 審査委員会

- 第9条 本会に、精密工学会技術賞および精密工学会技術奨励賞の審査を行う2賞合同の技術賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第10条 審査委員会委員長（以下「委員長」という）は、理事会または執行委員会の議決により、会長が指名する。
2. 特別の事情のない場合は、副会長がこれにあたる。
- 第11条 審査委員会の幹事および委員は、委員長の推薦により、会長が委嘱する。
- 第12条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。
- 第13条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意をもって議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第14条 審査手続きは、別に定める精密工学会技術賞および精密工学会技術奨励賞審査要領による。
2. チーム応募の場合は候補者の担当技術および業績貢献度を勘案して審査する。
- 第15条 委員長は、原則毎年9月の理事会または執行委員会に審査結果を報告する。

第3章 受賞者の決定

- 第16条 理事会または執行委員会は、委員長の報告を受け、受賞者を決定する。

第4章 表彰

- 第17条 贈賞は、毎年精密工学会秋季大会において行うことを原則とする。
- 第18条 賞は、賞状および賞牌とする。

2018年7月13日 業務執行委員会にて承認

以上